

平成 30 年 11 月 27 日

部局長各位

総務部長
上下水道部長

「任命検査職員制度」の活用について

みだしの件について、現在、100万円以上の工事の検査は、契約監理課検査指導係で実施しております。このうち、100万円以上250万円未満の工事について、平成31年度から桑名市工事検査要綱第3条に基づき、工事担当課職員を検査職員に任命し、工事検査を実施する「任命検査職員制度」を運用してまいります。

つきましては、任命検査職員を選任は、平成31年度4月以降とし、また、制度の活用は、特に検査の集中する時期とさせていただきますので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

【事務担当】

契約監理課長 早川

同補佐兼検査指導係長 種村

(内線 402 または 394)

桑名市工事検査要綱第3条（2）の任命検査職員について

1. 任命検査職員については、原則、下記の場合に運用する。
 - ①工事検査が集中するときとする。
 - ②100万円以上250万円未満の工事の完成検査に限る。

2. 任命検査職員の任命の方法は下記の通りとする。
 - ①あらかじめ工事担当課に所属する課長・主幹の職にある技師を基本として、候補者名簿を作成し、総務部長、上下水道部長、工事担当部長等の承認を得ておく。（部長決裁、市長公室長、人事課長合議、工事担当部長、課長合議）
 - ※部の事情により、係長以上の技師を候補者名簿に入れることも可とする。
 - ※候補者の方々には、事前に検査職員として研修も必要であり、人数は10人から15人程度とする。
 - ②候補者名簿は毎年、年度始めに契約監理課と企画総務課が共同で作成する。
 - ③総務部長及び上下水道部長は、個別の工事ごとの工事検査の必要時に、①の候補者名簿の中から検査職員を任命する。

3. 任命検査職員の任命の時期は、次の通りとする。
 - ①工事担当課から工事検査要求書を受理したときとする。
 - ②任命検査職員へは任命書にて、対象工事名等とあわせて通知する。